

地方公共団体の防災に係る条例の制定状況

すべての都道府県及び市町村は、「災害対策基本法」に基づき、それぞれ「地域防災計画」を策定している。

地方公共団体の中には、この他に防災に関する独自の「条例」を定める動きも見られる。条例は議会審議という民主的なプロセスを経て法的な根拠を有する等の理由から重要な意味を持つ。

近年、地方公共団体が新たに防災に関する条例を作り、地域の防災力を高めようとする動きが目立ってきていることに鑑み、地方公共団体の防災に関する考え方や取組の概況を把握する目的で調査を行った。

1. 条例策定の動き

静岡県が、阪神大震災の翌年にいち早く「地震対策推進条例」を制定。以降、「東京都震災対策条例」（平成 12 年）、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成 14 年）、「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年）、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 17 年）と続く。

減災の国民運動の検討が開始された平成 18 年以降は、毎年複数の自治体が「防災対策基本条例」や「防災対策推進条例」等を策定しており、平成 21 年の施行を目指して同様の条例を検討している自治体も 6 県に上る。

今回の調査における条例の策定割合（数）は以下のとおり。

都道府県： 約 38%（18/47）※策定中を含む。

政令市： 約 18%（3/17）

東京 23 区： 約 30%（7/23）

2. 条例「前文」から見る防災に関する目的意識

前文の多くには、共通して以下の要素が含まれている。

① 地域の自然環境リスクや過去の被災履歴等

【平成 5 年の鹿児島豪雨災害や平成 9 年の針原川土石流災害、県北西部地震、平成 18 年の県北部豪雨災害などにより、多くの県民の尊い命と貴重な財産が失われた。また、11 の活火山を有し、桜島の大正噴火に代表される火山災害も、身近

に迫る脅威として存在している。】（鹿児島県）

② 災害被害を軽減するには、行政と県民の協力が不可欠であることの再確認

【今世紀前半にも発生が確実視され、本県にも甚大な被害をもたらすことが予測される南海地震等の大規模な地震から、県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。】（愛媛県）

③ 「自助」、「共助」、「公助」の理念

【県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合っ
て守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、
協働して防災対策を行うことで、被害を最小限にとどめることができる。】（香川
県）

④ 上記②、③の理念の下、県民、市町村、県及び防災関係機関等が連携・協働し、
災害に強い地域社会を目指すことの確認

【被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実
践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における
防災力を向上させることが重要である。】（和歌山県）

以上のことから、これらの条例「前文」は、減災の取組において、「自助」、「共助」、
「公助」の3つの理念が不可欠であること、また、行政と地域住民等が互いに連携・
協働して初めてその効果が期待できるというメッセージを伝える傾向がある。

3. 条例の主な内容

条例の内容は、それぞれのものにより様々であるが、大部分のものに共通するものと
して、

- ・行政（当該自治体）の基本的な役割（責務）
- ・事業者の基本的な役割（責務）
- ・住民の基本的な役割（責務）

があり、それらを基本に、

- ・行政に関しては、主に「職員の能力向上」、「他の地方公共団体との連携」、「災害時要
援護者への対応」、「公共施設の安全性の確保」、「防災意識の啓発・知識の普及」、「災害
情報の収集・提供」、「防災教育の推進」、「防災訓練」、「自主防災活動への支援」、「ボラ
ンティア活動への支援」、「応急体制の構築」等が、
- ・事業者等に関しては、主に「建築物所有者の耐震性の確保」、「工作物設置者の広告物
の落下防止措置」等が、

・住民に関しては、主に「知識の習得」、「食料の備蓄」、「防災訓練への参加」、「住民の防災組織の活動への参加等」、「耐震性確保」、「家具の転倒防止」等が、それぞれ定められている。

これらのうち、事業者にかかるもの、住民にかかるものは、そのほとんどが努力義務規定である。

4. 都道府県と市町村の関係

県と市町村は、地方分権により対等の立場にあるため、県民、事業者、県には義務規定が課せられるが、市町村に対しては、努力義務規定というスタンスとなる（鹿児島県防災対策基本条例ご参照）。

また、指導や啓発といった市民と直接関わることについては、市町村に「事務委任」のかたちをとって協力を仰いでいる県もある。

東京 23 区の中で独自に条例を制定している自治体は、総じて「首都直下地震」を意識している。

* 市町村への要請 ～鹿児島県防災対策基本条例より抜粋～

「第 6 条 県は、市町村に対し、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、当該市町村の住民、事業者、自主防災組織及び地縁による団体（以下「住民等」という。）、他の市町村、県並びに防災関係機関と連携し、及び協働して防災対策を行うよう求めるものとする。」